

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会における会社の経営上の意思決定が的確かつ迅速に行われること、その意思決定に基づく事業展開が確実に行われること、及びこの意思決定と業務遂行の過程においてコンプライアンスが堅持されることが、当社並びに当社グループのコーポレート・ガバナンスの要諦と捉えています。

また当社は、事業部門の枠を超えた総合力、地域に密着した顧客志向型の営業を事業展開のポイントとしており、この観点から現場から遊離しない、かつ全体的な視野に立つ取締役会を旨としてメンバーを構成すると共に、経営意思決定と業務執行機能を分離し、取締役会の機能強化と業務執行の迅速化のために執行役員制度を導入し、スピードを重視した業務執行体制としております。

なお、内部監査機能及び内部統制機能を独立・強化するため、内部監査室並びに内部統制委員会を設置してコーポレート・ガバナンスの更なる充実を計っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 樫本チエイン	3,356,936	10.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,140,000	9.66
太陽生命保険株式会社	2,869,027	8.83
株式会社 三井住友銀行	1,423,581	4.38
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,400,000	4.31
日本生命保険相互会社	944,465	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	825,000	2.54
株式会社 リそな銀行	790,000	2.43
東京海上日動火災保険株式会社	764,790	2.35
株式会社 日阪製作所	750,000	2.31

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

III 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社の経営監視機能につきましては、既に社外監査役が2名就任し、定期的に取り締役の業務執行状況を監査することで、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されているものと考えております。

1. 当社では、社外監査役2名が定期的に取り締役の業務執行状況を監査しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。これは、形式的には社外取締役とは異なるものの、実質的には経営者・取締役会に対する監督を行うための機関であります。本来、社外監査役の役割は経営監視機能にあり、これが有効に機能することで、社外取締役の機能を十分代替しているものと考えております。

2. 当社は当社独自のビジネスモデルを有しており、このビジネスモデルが有効に機能するようにコーポレート・ガバナンス体制を確立しております。従って、社内業務に精通した者が客観的・中立的立場で経営監視することも不可欠となります。この意味で、常勤監査役2名はその経歴より社内業務に精通し、経営に対する理解も深く、会計監査に加え、業務監査についても客観的な評価を実施し、経営監視の実効性を高めております。

3. 当社では、コーポレート・ガバナンスの要諦として、取締役会における会社の経営上の意思決定と業務遂行の過程にコンプライアンスが堅持されることであると考えております。従って、業務遂行に係るフォローとチェック、コンプライアンスの堅持、事業リスクの判断等を実施できる機関として、コンプライアンス室を設置し、内部統制システムの面からは、代表取締役の直属機関として、内部監査室・内部統制チーム・内部統制委員会を設置して、コーポレート・ガバナンスの観点から、体制の整備を図っております。

以上のように、当社では社外監査役、常勤監査役による独立・公正な立場での取締役に対する有効性及び効率性の検証が行えるようなコーポレート・ガバナンス体制を整備しており、社外取締役を選任しなくても経営監視機能は確立していると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人につきましては、あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。監査役は期初に、会計監査人より連結ベースの監査計画の提示を受け、期中については、監査結果について随時説明を受け、かつ期末においては事業報告、計書類及び附属明細書につき検討を加え、監査の充実に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室・コンプライアンス室との連携の下で、必要の都度、法令の違反の有無・リスクの有無その他について情報交換し、業務内容的確性を相互に確認すると共に、コンプライアンス室が関連部門と協力しながら実施する、各部門の業務遂行状況の点検結果について報告を受ける等、互いに内部統制が機能するよう連携を強化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中島省三	他の会社の出身者									○
藤田英二	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中島省三	平成20年6月に就任するまで主要株主使用人	他社在職中の豊富な海外経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待して就任を依頼したものであります。平成20年6月に当社株主総会で社外監査役に選任されております。社外監査役に就任以来1年9ヶ月の間、期待された社外監査役業務を厳正に実践しており、社内外においてその地位を確立しております。なお、過去三十数年の間、主要株主と当社の間では定期的・継続的な人的交流はなく、会社法に照らし、人物本位で選任した結果であり、また、就任後相当の期間が経過しておりますので、主要株主から影響を受けるおそれは無く、独立性は保たれていると考えております。
藤田英二	平成16年10月に就任するまで主要株主取締役	他社取締役在任中の広範な経営の経験を活用したく就任を依頼したものであります。平成16年10月に当社株主総会において社外監査役に選任、平成20年6月には再任され現在に至っております。社外監査役に就任以来5年6ヶ月の間、厳正に社外監査役業務を実践しており、社内外においてその地位を確立しております。なお、過去三十数年の間、主要株主と当社の間では定期的・継続的な人的交流はなく、会社法に照らし、人物本位で選任した結果であり、また、就任後相当の期間が経過しておりますので、主要株主から影響を受けるおそれは無く、独立性は保たれていると考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役は監査役会が定めた監査方針、業務分担に従い、毎月1回の取締役会及びその他の重要な会議に出席する他、会計監査人、コンプライアンス室、内部監査室(内部統制チーム)との情報交換等も参考に、必要に応じて取締役等へのヒアリングと主要事業所の往査、関係会社の監査役からの監査内容の報告等を受けるとともに、監査役会及び毎月1回の定期的な監査役連絡会に参加して、監査役間の情報交換を行い、監査の実効性を高めております。なお、平成20年4月から平成21年3月までの期間に開催された取締役会は14回、監査役会は5回であり、藤田監査役は取締役会、監査役会ともに毎回出席しております。中島監査役は、当社監査役就任後に開催された取締役会11回、監査役会3回全てに出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役・監査役に対し、当社の期間業績を反映した役員賞与の支給制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当社は、社外取締役は就任しておりませんので、取締役と監査役の報酬総額を取締役と監査役に区分して有価証券報告書に記載しております。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの当社第106期の取締役と監査役の年間報酬総額は、388百万円であります。なお、平成20年6月において役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これにかかる各々の退職慰労金は各々の退任時に支払うこととなっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専従スタッフは置いておりませんが、必要に応じ「経営会議」のスタッフ等が対応することになっており、スタッフ部門及び監査役会を通じて、社外監査役も他の監査役と同様の情報伝達が行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行、監視等の仕組みは別添模式図の通りとし、取締役会・監査役会に加えて、代表取締役の業務執行の諮問機関として役員執行役員からなる「経営会議」を設けております。この「経営会議」は経営企画管理センター等のスタッフを置いて機能しており、業務執行に係るフォローとチェック、コンプライアンス、事業リスク等の面から、一方、内部統制委員会と内部監査室(内部統制チーム)を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面からと、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。さらに、執行役員制度の導入に伴い、執行役員会を設けて一体的、効率的な業務執行を確保する体制としております。これにより、平成21年6月の定時株主総会後の当社の経営体制は、取締役11名、取締役兼務者10名を含む執行役員18名となっております。

一方、子会社の監査役は経理部門のスタッフが兼務しており、年1回当社監査役に子会社の監査概況を報告しております。これに加え必要である場合は、当社監査役が直接に子会社監査を実施しております。これにより当社グループ全体での監査体制の実効性を高めております。

監査の状況といたしましては、あずさ監査法と監査契約を結んでおり、平成21年3月期においては、指定社員 業務執行社員公認会計士 牧美喜男氏と 同 原田大輔氏(いずれも監査継続年数は7年以内)が担当しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等12名であります。

取締役報酬の内容の決定に関しましては、あらかじめ株主総会で承認された枠内の支給であっても、役員賞与については、決算時に引当金計上した上で、株主総会の承認を得る形で実施することを方針としております。

なお、平成21年6月17日公表の金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」における3つのモデル類型は、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられ、当社のコーポレート・ガバナンス整備に関しても大いに参考になるところではあります。当社といたしましては前述の通り、現在の当社の中立性確保の仕組みとしては、社外取締役を選任せずとも社外監査役の選任のみで株主の権利を保護するコーポレート・ガバナンス体制を十分維持できると判断しております。但し、社外取締役を選任すること及び委員会設置会社に移行することへの是非については、今後も継続した重要経営課題と認識しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	従来の招集通知に加えて、株主の皆様へ情報をきめ細かくご報告する目的で、招集通知と合わせて事業の報告書を発送することにしております。株主総会は平成21年6月26日であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、期末報告書(事業報告)、中間報告書、決算公告、業績の推移、株式の状況などを掲載しております。期末報告書及び中間報告書については、代表者自身が業績の状況につきコメントを加えております。また、適時開示資料についても、適時開示後すみやかに掲載することに努めております。 ホームページ: http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門管掌の専務執行役員を責任者とし、アナリスト・機関投資家向け広報を経営企画管理センターが、株主関係を総務部が、財務会計に関しては経理部が中心になり、IR活動をしております。	
その他	毎年6月及び12月に期末報告書及び中間報告書を株主の皆様へ発送しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社中の中で「社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。」と謳い、また「ミッション・ステートメント」において、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的対応により企業の社会的責任を果たし、株主、投資家の方々だけでなく当社に関わるステークホルダー全般の立場の尊重を定めております。さらに企業倫理規定の中にもステークホルダーの立場の尊重について定め、役職員に徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び当社がその株式を上場する株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所の定める規則を遵守し、「有価証券上場規程」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに適時・正確・公平に情報を開示するという方針であります。これらの方針は、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」や「情報保護管理規則」により規定され、運用されております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

一 内部統制体制の整備に関する方針

<基本的な考え方>

当企業グループが、企業の社会的責任、ステークホルダーの立場の尊重等を踏まえた経営の基本方針に基づき、経営戦略や事業目的を実現していくための企業統治の中で、「コンプライアンスと効率的な業務執行を確保する体制を構築し、それを検証しながら問題点を早期に把握し、それを迅速に是正していくこと」が内部統制システムの基本だと考えております。

<整備の状況>

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制について、
企業倫理規定等コンプライアンスに係る諸規定を定めており、これを周知徹底するため、取締役及び従業員にコンプライアンスに係る研修・教育を行っております。当社グループの内部監査担当取締役及びコンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス体制の更なる整備、コンプライアンス上の問題点の把握とその対策等を横断的に統括する部署（内部監査室及びコンプライアンス室）を設けております。なお、法令上疑義ある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置いたしております。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、
全体的に統括する責任者（管理部門を管掌する取締役）を任命しており、その下で文書管理規定等の整備を進めております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について、
当社及び当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、グループ全体のリスクマネジメント規定を制定し、グループ横断的なリスクマネジメント委員会及び統括責任者を定めて管理体制を整備し、事業損失の極小化を計っております。
この管理体制の下で、コンプライアンス・品質・情報セキュリティ等に係るリスクについては、担当部署において規則・ガイドラインを制定する等により管理しており、コンプライアンス室が経理部門等との連携により各部門のリスク管理状況を把握し、リスクマネジメント委員会等への報告、リスク管理体制の改善策及び発生したリスクの対応策を全社横断的に実施しております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、
会社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、
 - 役付執行役員を構成員とする経営会議による代表取締役の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
 - 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を通じて、取締役の業務執行の効率化を図っております。
- 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制について、
会社が定めた「関係会社運営・管理指針」の下で、グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限を与えており、コンプライアンス室は経理部門、人事部門と連携してこれらを横断的に推進し、管理しております。
- 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項について、
監査役は管理部門を管掌する取締役に求めて、直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令でき、監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととしております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について、
取締役または従業員が監査役会に対して、法定の事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制の整備を進めており、報告方法については、管理部門を管掌する取締役と監査役会の協議により決定しております。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制について、
代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備すると共に、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題について意見交換をしております。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制について
経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本的計画及び方針」に基づいて、内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っております。

二 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその状況

<反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方>

当企業グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことは勿論、外部専門機関等との連携により、そうした勢力との関係を遮断することにより被害を防止することを基本的な考え方としております。

<反社会的な勢力排除に向けた整備状況>

企業倫理規定に、基本的な考え方に基づく反社会的な勢力への対応姿勢を明確にしており、対応部署を総務部及びコンプライアンス室とし、警察その他の関係機関及び顧問弁護士等と連携して情報の収集・管理、不当要求等に対処する体制であります。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料 : 模式図 】

